（２）判定請求書の作成要領

ア．様式

（ア）用紙は、日本産業規格A列4番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載しないでください。

（イ）余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2 ㎝をとり、原則としてその左右については各々2.3㎝を越えないものとしてください。

（ウ）文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。

（エ）書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。

（オ）訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載してください。

（カ）とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじてください。

イ．手数料について

（ア）判定請求の手数料は四法とも1件につき40,000円です(特許法第195条第2項、実用新案法第54条第2項、意匠法第67条第2項、商標法第76条第2項、特許法等関係手数料令第1条第2項、第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項）。

（イ）特許印紙を貼るときには、請求書の左上部余白の下に括弧して、請求に係る貼付印紙額を記載してください。

（注意）

○特許印紙は割印をしないでください。

○手数料等は、改定される場合がありますので、注意してください。

（ウ）特許法第195条第8項ただし書き、実用新案法第54条第7項ただし書き、意匠法第67条第6項ただし書き又は商標法第76条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、歳入徴収官事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼付し、納付情報によるときは、「７　証拠方法」の欄の次に、「８　納付番号」の欄を設けて納付番号を記載してください。

（エ）工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 40 条第 6 項の規定により、同条第５項の指定立替納付者による納付の申出（特許庁窓口におけるクレジットカード納付）を行うときは、「７　証拠方法」の欄の次に「８　指定立替納付」の欄を設け、納付にあてる手数料の額を記載してください。

（オ）過誤納の手数料は、納付した者が納付した日から１年以内に請求することにより返還されます。

ウ．提出日の欄について

（ア）なるべく提出する日を記載してください。

（イ）特許庁の窓口に直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。

（ウ）郵送する場合は、郵便局に差し出す日を記載してください。
（注意）郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法により郵送してください。

エ．判定請求事件の表示の欄について

「判定請求事件の表示」の欄には、例えば特許の場合、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件」のように特許番号又は登録番号を用いて記載してください。その他の番号（出願番号や公告番号等）は用いないでください。

オ．請求人の欄について

（ア）判定請求人が特許・登録権者の場合には、判定請求書の請求人は登録原簿上の権利者と一致しなければなりません。専用実施権者については特許･登録権者に準じて現行の取扱いでは認めています（審判便覧 58-01 の 2.(2)）。なお、判定請求日(特許庁到達の日)に同時に登録原簿上の権利者に関する事項の変更を申請したときは、その旨を説明して新事項を表記してください。専用実施権者の場合も同様です。

（イ）「住所（居所）」の欄には、〇〇県、〇〇郡、〇〇村、大字〇〇、字〇〇、〇〇番地、〇〇号のように詳しく記載し、番地がないときは、住所の末尾に「（番地なし）」と記載してください。

（ウ）「氏名（名称）」の欄には、請求人が法人にあってはその名称を記載し、「氏名（名称）」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください。また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいもので

あるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。
　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください。
　代理人による手続のときは、「代表者」の欄の記載は不要です。

（エ）請求人が外国人の場合は、「国籍・地域」の欄を設け、国籍・地域を記載してください。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 2 条第 3 項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「国籍・地域」の欄を設ける必要はありません。

（オ）「請求人」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

　２　請求人
　　住所（居所）
　　電話番号
　　氏名（名称）
　　（代表者）
　　（国籍・地域）

　　住所（居所）
　　電話番号
　　氏名（名称）
　　（代表者）
　　（国籍・地域）

カ．代理人の欄について

（ア）代理人による手続をするときは、「請求人」の欄の次に「代理人」の欄を設けて、上記「オ．請求人の欄について」と同様に「住所（居所）」、「氏名（名称）」の欄を設けて記載してください。

（イ）弁理士又は弁護士が代理人として手続をするときは、「氏名（名称）」の欄には「弁理士（弁護士）　○○　○○」のように資格を記載し、併せて、識別番号を記載するようお願いいたします。

弁理士法人又は弁護士法人が代理人として手続するときは、「氏名（名称）」の欄の次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。

弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続するときは、「氏名（名称）」の欄の次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載し、かつ、「代理関係の特記事項」の欄を設けて「業務を執行する社員は弁護士　○○　○○」のように記載してください。

（ウ）また、担当弁理士の「代理人」の欄の中に連絡先の欄を設けて、「担当」と記載（代理人が弁理士法人の場合は、担当弁理士が所属する代理人の「連絡先」の欄に、「担当は弁理士　○○　○○」のように記載。また、指定社員制度を利用した事件の場合は「担当は指定社員　○○　○○」のように記載。）し、かつ、「電話番号」の欄を設けて、電話番号を記載するようにしてください。

手続の途中で担当弁理士が変更になった場合は、中間書類等において新たな担当弁理士を表示するか、その旨を記載した上申書等を提出してください。

（エ）「代理人」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、上記「オ．請求人の欄について」の(オ)と同様に記載してください。

キ．被請求人の欄について

（ア）被請求人が、特許・登録権者又は専用実施権者の場合には、その表示は登録原簿上の権利者と一致しなければなりません。

被請求人が、権利者の場合で、判定請求時において、原簿上の権利者に関する表示につき、現実と相違している事実に請求人が気付いた場合には、その旨を、「請求の理由」の欄に書き加えてください。

（イ）共有に係る特許権等については共有者の全員を被請求人として記載してください。この場合は、上記「オ．請求人の欄について」の(オ)と同様に記載してください。

（ウ）被請求人が法人の場合は、法人の代表者の記載を省略できます。

（エ）権利者が、被請求人が存在しない判定を請求する場合（審判便覧 58-01 の 2.(2)イ）には、「被請求人」の欄を設ける必要はありません。この場合、「請求の理由」の欄において、被請求人が存在しない理由を明らかにしてください（審判便覧 58-03 の 1.(1)イ（オ））。

ク．請求の趣旨の欄について

「請求の趣旨」は、イ号図面、イ号説明書等を用いて説明される物又は方法が特許発明の技術的範囲等に属するか属しないかのどちらか一方の判定を請求するものです（特許庁にどちらかに決めて欲しいとの判定請求はできません。）。

特許の場合、「イ号図面及びその説明書に示す△△△△は、特許第○○○○○○○号の特許発明の技術的範囲に属する（属しない）、との判定を求める。」のように記載します。「△△△△」には、商品等（イ号）の名称等を記載します。イ号１つごとに１件請求できます。複数のイ号をまとめて１件として請求することはできません。

意匠の場合、「イ号意匠に示す△△△△の意匠は、登録第○○○○○○○号意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）、との判定を求める。」のように記載します。「△△△△」には、商品等（イ号）の名称等を記載します。

商標の場合、「被請求人（請求人）が商品（役務）○○○について使用するイ号標章は、登録第○○○○○○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）、との判定を求める。」のように記載します。

ケ．請求の理由の欄について

「請求の理由」の欄には、判定請求する必要性、出願から設定登録までの経緯（関連する審判請求、訴訟があればその事件番号等）、本件の技術内容、イ号の技術内容、それらの対比、理由等を具体的に記述してください（詳細は２．(3)「請求の理由」の書き方の詳細を参照）。

判定請求はいつでも請求可能ですから、請求時には、証拠を十分そろえ、理由をできるだけすべて記載してください。

なお、商標権に係る判定の対象は、特許権、実用新案権及び意匠権に係る判定の場合と異なり、「商標権の効力」とされています（商標法第 28 条）。これは、判定の対象を単に商標の類否や商品（役務）の類否判断に限定すると、商標権をめぐる紛争解決に判定の実効性があがらないため、商標権の効力が及ばない範囲（同法第 26 条）や先使用による商標の使用をする権利（同法第 32 条）等も判断することができるための措置と解されています。そのため、請求人又は被請求人が、判定請求書の「請求の理由」の欄や答弁書等において、商標の具体的使用態様等を主張、立証することにより、判定書においてその判断及び結論が示されることとなります。

コ．証拠方法の欄について

（ア）証拠方法として、製品カタログ、パンフレット、鑑定書、実験成績証明書、標準規格文書等の提出も可能です。

（イ）必要な証拠は、請求時にできるだけ全て提出することが好ましいです。

（ウ）「証拠方法」の欄には、証拠の表示、立証の趣旨、証拠の説明などを記載します。なお、証拠の表示については、通常の書証には番号を甲第〇号証（検証物には検甲第〇号証）として表示します。また、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出してください（特許法施行規則様式第 65 の 3)。証拠説明書を添付する場合は「証拠方法」の欄に「別添証拠説明書に記載のとおり。」と記載してください。

（エ）多数の刊行物を合わせて一つの事実を立証しようとする場合には、部分と全体の関係を明白にする必要があります。原本が特許庁にあるものについては特許庁のものを援用することが取扱上許されています。その他のもので原本を提出できないものについては基本的に証拠になり得ませんが、謄本でも相手方が成立を認めれば証拠となり得ます。他人の所有に係るものは、提出命令により証拠とすることができます。

証人尋問の申出には、立証する事柄と証人に尋問する事項をあらかじめ明らかにしてください。

サ．書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾の欄について

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 10 条第 2 項に規定された承諾をする場合は、「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄に、承諾する旨を記載してください。また、承諾をしない場合は、承諾しない旨及びその理由を記載してください。

この欄に「承諾する」と記載すると、以後の手続において、被請求人が電子特殊申請により提出した書類（ＰＤＦファイル）を、特許庁がＤＶＤ－Ｒに記録し、請求人に送付します。他方、この欄に「承諾しない」と記載すると、電子特殊申請により提出された書類を、特許庁が紙出力し、請求人に送付します。

シ．添付書類又は添付物件の目録の欄について

（ア）判定を請求する場合、相手方（被請求人）の数に応じた副本及び審理用副本１通を提出する必要があります。

（イ）特許法施行規則第 10 条（実用新案法施行規則第 23 条第 1 項、意匠法施行規則第 19 条第 1 項、商標法施行規則第 22 条第 1 項において準用する場合を含みます。）の規定

により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（権利に係るものにあっては、権利番号、書類名及びその提出日）を記載してください。

（ウ）包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。

（エ）検証物その他の証拠を提出し、後日その返還を受けたいときは、その提出の時に、提出書類のその表示の項及び当該物件に、「返還請求あり」といった表示をすることが必要です。

（オ）特許法施行規則第 40 条（実用新案法施行規則第 23 条第 9 項、意匠法施行規則第 19 条第 5 項、商標法施行規則第 22 条第 4 項において準用する場合を含みます。）において準用する特許法施行規則第 50 条第 6 項の規定により、証拠の写し、証拠説明書をＤＶＤ－Ｒで提出する場合は、「甲第１号証写し及び証拠説明書（ＤＶＤ－Ｒ）　正本１枚」のように記載してください。

※証拠の写し等は、号証ごとに１つのＰＤＦファイルとして、１枚のＤＶＤ－Ｒに格納してください。なお、ＤＶＤ－Ｒで提出する場合は、証拠の写し、証拠説明書等の副本は不要です。

（カ）電子特殊申請を利用して証拠の写し等を提出する場合は、副本の提出は不要であるため、「甲第１号証 正本１通」のように記載してください。
※証拠の写し等は、文書ごとに１つのＰＤＦファイルとしてください。

ス．その他

（ア）訂正をする場合、「何字削除」、「何字挿入」といった表示を右側の余白に記入してください。

（イ）判定請求書の提出方法
ａ．オンラインで提出する方法
電子特殊申請を利用して提出してください。詳細については、特許庁ウェブサイトに掲載されている「審判手続における電子特殊申請について」を確認してください。
ｂ．特許庁へ直接持参して提出する方法
受付業務は、特許庁庁舎 1 階で行っていますので、窓口で提出してください。

ｃ．郵送にて提出する方法

宛先は、〒100-8915 （東京都千代田区霞が関３丁目４番３号） 特許庁宛として送付してください（「〒100-8915」の郵便番号を記載すれば、住所の記載は不要です。）。送付する場合は、郵便又は信書便で提出してください。

（ウ）判定番号の通知書が送付されるのに相当の日時を要していますので、郵送にて提出する場合、特許庁に請求書が接受されたことを早く確認したい方は、ハガキに手続の内容がわかるような記載と宛先を記載して同封するか、手続書面の控えを作成し、必要額の切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を同封すれば、受領印を押した後に送付します。